

○水戸市建築計画概要書等閲覧等規程

昭和50年 3月10日

水戸市規程第 2 号

改正 昭和56年 1月29日規程第 1 号

平成 3年 3月29日規程第 4 号

平成 4年10月 1日規程第37号

平成 5年 2月10日規程第 2 号

平成 5年10月 5日規程第13号

平成11年 5月26日規程第11号

(題名改称)

平成15年 3月26日規程第 6 号

(題名改称)

平成18年 4月 4日規程第 9 号

平成19年 3月30日規程第13号

平成22年 3月31日規程第 9 号

令和 3年 3月 1日規程第 2 号

注 平成 5年 2月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第 1 条 この規程は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第93条の 2 及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の 3 第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項各号に掲げる書類（以下「建築計画概要書等」という。）を閲覧に供し、及びその写しを交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(平 5 規程13・平11規程11・平15規程 6・平18規程 9・平22規程 9・令 3 規程 2・一部改正)

(閲覧所)

第 2 条 建築計画概要書等を閲覧に供し、又はその写しを交付する場所（以下「閲覧所」という。）は、都市計画部建築指導課とする。

(平11規程11・平15規程 6・令 3 規程 2・一部改正)

(閲覧時間等)

第 3 条 建築計画概要書等を閲覧に供し、又はその写しを交付する時間（以下「閲覧時間」という。）は、午前 8 時30分から午後 5 時15分までとする。

2 閲覧所の休所日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、建築計画概要書等の整理その他正当な理由があるときは、閲覧時間を伸縮し、又は臨時に休所日を設けることができる。この場合において、市長は、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示するものとする。

(平15規程6・全改, 平19規程13・令3規程2・一部改正)

(閲覧等の手続)

第4条 建築計画概要書等の閲覧をし、又はその写しの交付を受けようとする者(以下「閲覧者」という。)は、建築計画概要書等閲覧等申請書(別記様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(平15規程6・全改, 令3規程2・一部改正)

(持出禁止)

第5条 閲覧者は、建築計画概要書等を閲覧所以外の場所に持ち出してはならない。

(平11規程11・平15規程6・一部改正)

(建築計画概要書等の返納)

第6条 閲覧者は、閲覧を終えたとき、又は閲覧時間が終了したときは、直ちに建築計画概要書等を返納しなければならない。

(平11規程11・平15規程6・一部改正)

(閲覧の中止又は拒否)

第7条 市長は、閲覧者が次の各号のいずれかに該当する場合は、閲覧を中止し、又は拒否することができる。

- (1) この規程に違反したとき、又は職員の指示に従わないとき。
- (2) 建築計画概要書等を汚損し、若しくは毀損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 建築計画概要書等に加筆し、若しくはその記載事項を消除し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 閲覧の目的が、営業その他明らかに法第93条の2の規定の趣旨を逸脱した目的であると認められるとき。

(平11規程11・平15規程6・平18規程9・平22規程9・令3規程2・一部改正)

(写しの交付)

第8条 建築計画概要書等の写しの交付は、乾式複写機により複写したもの(黒単色刷りのものに限る。)を交付することにより行うものとする。

(平15規程6・追加)

(写しの交付手数料)

第9条 市長は、前条の規定により写しの交付をしたときは、水戸市手数料条例(平成4年水戸市条例第36号)の定めるところにより、当該写しの交付を受ける者から手数料を徴収する。

(平19規程13・全改, 令3規程2・一部改正)

付 則

この規程は, 昭和50年4月1日から施行する。

付 則 (昭和56年1月29日規程第1号)

この規程は, 公布の日から施行する。

付 則 (平成3年3月29日規程第4号)

この規程は, 平成3年4月1日から施行する。

付 則 (平成4年10月1日規程第37号)

この規程は, 公布の日から施行する。

付 則 (平成5年2月10日規程第2号)

この規程は, 平成5年2月14日から施行する。

付 則 (平成5年10月5日規程第13号)

この規程は, 公布の日から施行し, 平成5年6月25日から適用する。

付 則 (平成11年5月26日規程第11号)

この規程は, 公布の日から施行する。

付 則 (平成15年3月26日規程第6号)

(施行期日)

1 この規程は, 平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前に作成した様式用の紙は, 同日以後においても, 当分の間, 所要の補正を行い, 使用することができる。

付 則 (平成18年4月4日規程第9号)

(施行期日)

1 この規程は, 公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前に作成した様式用の紙は, 同日以後においても, 当分の間, 所要の補正を行い, 使用することができる。

付 則 (平成19年3月30日規程第13号)

この規程中第3条第1項の改正規定は平成19年4月1日から, 第9条の改正規定は平成19年7月1日から施行する。

付 則 (平成22年3月31日規程第9号)

この規程は, 公布の日から施行する。

付 則 (令和3年3月1日規程第2号)

この規程は, 公布の日から施行する。

別記様式(第4条関係)

建築計画概要書等閲覧等申請書

年 月 日					
水戸市長様					
申請者 住所 氏名 電話 ()					
水戸市建築計画概要書等閲覧等規程第4条の規定により次の書類の閲覧を申請します。					
<input type="checkbox"/> 建築計画概要書 <input type="checkbox"/> 築造計画概要書 <input type="checkbox"/> 定期調査報告概要書 <input type="checkbox"/> 定期検査報告概要書 <input type="checkbox"/> 全体計画概要書 <input type="checkbox"/> 建築基準法令による処分等の概要書(<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 建築設備 <input type="checkbox"/> 工作物)					
閲覧建築計画概要書等 建築確認済等年月日・番号 年 月 日 第 号 建築等場所の地名・地番					
閲覧の目的(具体的に記載のこと。)					
写しの交付の有無 <input type="checkbox"/> 建築計画概要書 <input type="checkbox"/> 築造計画概要書 <input type="checkbox"/> 定期調査報告概要書 <input type="checkbox"/> 定期検査報告概要書 <input type="checkbox"/> 全体計画概要書 <input type="checkbox"/> 建築基準法令による処分等の概要書(<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 建築設備 <input type="checkbox"/> 工作物)					
閲覧上の注意事項 (1) 建築計画概要書等は、閲覧所以外の場所に持ち出さないでください。 (2) 建築計画概要書等を汚損し、又は毀損しないでください。 (3) 建築計画概要書等に加筆し、又はその記載事項を削除しないでください。 (4) 閲覧の目的は、具体的に記入してください。					
備考 申請する書類の閲覧又は写しの交付の項目の□欄にレ印を記入してください。					
上記の建築計画概要書等の閲覧等を承認してよろしいか。					受 付 印
指示事項					
決 裁 欄	課長	課長補佐	係長	係	閱 覧 等 年 月 日
					年 月 日

別記様式（第4条関係）

（平18規程9・全改，令3規程2・一部改正）